

銚田都市計画区域の用途地域等による規制内容

銚田市全域	非線引き（都市計画区域内）		市街化区域・市街化調整区域の区分 無し
	用途地域	有り	主に環状線道路内側地域周辺を指定（旧旭村・旧大洋村地区は無指定）
	特別用途地区	無し	
	特定用途制限地域		
	高層住宅誘導地区		
	高度地区又は高度利用地区		
	防火地域又は準防火地域		建築基準法第22条申請（防火地区以外の防火の指定）は無い。
	風致地区		
	臨港地区		
	特別緑地保全地区		都市緑地法第3条
	航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区		特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項
	流通業務地区		流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項
	生産緑地地区		生産緑地法第3条第1項
駐車場整備地区	駐車場法第3条第1項に規定による		

用途地域	地域名	略称	建蔽/容積率	容積率の制限 (前面道路が狭小の場合)	外壁後退 壁面後退	高さ制限	隣地斜線	北側斜線	前面道路斜線	日影規制				備考
										制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	敷地境界線からの 水平距離が5mを超え 10m以内の範囲 における日影時間	敷地境界線からの 水平距離が10mを超 える範囲における 日影時間	
用途地域	第一種低層住居専用地域	一低	40/80 50/100	前面道路の 幅員×0.4	無し	10m	無し	5m+ 勾配1.25	勾配1.25	軒高7m超の建築物又は 地階を除く階数が3 以上の建築物	1.5m	3時間	2時間	環状線東側スミング山新付近
	第一種中高層住居専用地域	一中高	60/200	前面道路の 幅員×0.4	無し	制限無し	20m+ 勾配1.25※1	10m+ 勾配1.25	勾配1.25 道路端より 適用距離20m	高さが10m超 の建築物	4m	4時間	2.5時間	
	第二種中高層住居専用地域	二中高	60/200	前面道路の 幅員×0.4	無し	制限無し	20m+ 勾配1.25※1	10m+ 勾配1.25	勾配1.25 道路端より 適用距離20m	高さが10m超 の建築物	4m	4時間	2.5時間	
	第一種住居地域	一住	60/200	前面道路の 幅員×0.4	無し	制限無し	20m+ 勾配1.25※1	無し	勾配1.25 道路端より 適用距離20m	高さが10m超 の建築物	4m	5時間	3時間	
	第二種住居地域	二住	60/200	前面道路の 幅員×0.4	無し	制限無し	20m+ 勾配1.25※1	無し	勾配1.25 道路端より 適用距離20m	高さが10m超 の建築物	4m	5時間	3時間	
	準住居地域	準住	60/200	前面道路の 幅員×0.4	無し	制限無し	20m+ 勾配1.25※1	無し	勾配1.25 道路端より 適用距離20m	高さが10m超 の建築物	4m	5時間	3時間	
	近隣商業地域	近商	80/200	前面道路の 幅員×0.6	無し	制限無し	31m+ 勾配2.5※2	無し	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	高さが10m超 の建築物	4m	5時間	3時間	
	準工業地域	準工	60/200	前面道路の 幅員×0.6	無し	制限無し	31m+ 勾配2.5※2	無し	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	高さが10m超 の建築物	4m	5時間	3時間	
	商業地域	商業	80/400	前面道路の 幅員×0.6	無し	制限無し	31m+ 勾配2.5※2	無し	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	無し	無し	無し	無し	
	工業専用地域	工専	60/200	前面道路の 幅員×0.6	無し	制限無し	31m+ 勾配2.5※2	無し	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	無し	無し	無し	無し	
	無指定			60/200	前面道路の 幅員×0.6	無し	制限無し	20m+ 勾配1.25	無し	勾配1.5 道路端より 適用距離20m	無し	無し	無し	無し

※1 隣地斜線……住居系で20mを超える建築物の場合は、建築物から隣地境界線までの距離×1.25+20m以下

※2 隣地斜線……商業系・工業系で31mを超える建物の場合、建築物から隣地境界線までの距離×2.5+31m以下